

広報たかつき「伝言板」掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、広報たかつき「伝言板」（以下「伝言板」という。）について、公共性及び公平性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(掲載趣旨)

第2条 伝言板は、小規模な市民団体による文化、スポーツ、健康増進等の活動をより活性化させるため、当該団体のメンバーの募集または、成果発表の場等の告知に関する支援を行うことを目的として設置する。

(主催団体に係る要件)

第3条 掲載団体は、以下の全てを満たすものとする。

(1) 高槻市内に在住・在勤・在学の人で過半数を構成すること

(2) 当該団体の主たる活動の場所が、市内の公共施設等(※)であること

※市内の公共施設等とは、公立施設、自治会等が管理する公民館、公園のほか、山や川、インターネット上など、広く利用が認められている場所を指す

(3) 上記の活動を6か月以上継続して行っている実績を有すること

(4) 過去に虚偽や不正による掲載申込を行っていないこと

(5) 次の各号の対象外要件に該当しないこと

① 個人の活動であるもの

② 先生や講師、指導者が生徒を募集して行う主旨の活動を行うもの（先生等が報酬を得ていないものを除く）

③ 営利目的、宗教・政治活動を行うもの

④ 会員名簿（住所、氏名が記載されているもの）を作成、管理していないもの

⑤ 会員の費用負担が5000円/月を超えるもの

なお、入会金または会員の費用負担が3000円/月を超える場合は、申し込み時に、決算書等収支の内訳がわかる資料の提出と会員名簿の提示が必要

⑥ 団体の構成員に暴力団員又は暴力団密接関係者が含まれるもの

⑦ 公序良俗に反する活動や読者に疑念を抱かせる活動を行うもの

⑧ その他、行政広報にふさわしくない活動を行うもの

※これらの要件への抵触を判断するため、関係資料の提出の請求(⑥については警察機関への照会)を行う場合があり、協力が得られない場合、掲載はできない

(申込者に係る要件)

第4条 掲載申込をする者は、以下の全てを満たすものとする。

(1) 団体の主宰者であること（代理人が申し込み手続きを行うことは可）

(2) 主宰者が高槻市民であること

- (3) 連絡のつく電話番号を保有していること
- (4) 掲載記事に関する問合先として、申込者または代理人の電話番号を公開できること
- (5) 過去に虚偽や不正による掲載申込を行っていないこと

(申込内容に係る要件)

第5条 申込内容は、第2条に定める掲載趣旨に合致するものであって、第3条及び第4条の要件を満たす団体が行うメンバーの募集（募ります）、又は活動団体の成果発表の場等の告知（開催します）に限る。なお、申込内容について、以下の全てを満たすものとする。また満たさないことが判明した場合、掲載を決定した場合であっても掲載を取り消す。

- (1) 本誌の他コーナーでの掲載が可能な内容(後援事業等)でないこと
- (2) 同一者又は同一団体による複数の申込でないこと（内容が異なっても申し込みはできない）
- (3) 過去6か月間に掲載対象となった団体に関する掲載申込みでないこと
- (4) 過去6か月間に掲載対象となった申込者からの掲載申込みでないこと
- (5) 活動場所がインターネット上であるなどの理由で、活動実態の把握のために、広報室の求めに応じて会員名簿の提示をしていること
- (6) 虚偽・不正な内容の申込でないこと

(掲載の取消)

第6条 掲載が決定した後に、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、決定を取り消すことができる。

- (1) 申込団体が、虚偽または不正により、掲載の決定を受けたとき。
- (2) 申込団体が、指定した期日までに次条に規定する必要書類の提出等に応じなかったとき。
- (3) 申込団体の構成員に暴力団員又は暴力団密接関係者が含まれていることが判明したとき。
- (4) 活動内容が暴力団の利益になる若しくは、その恐れがあると認められるとき。

(必要書類の提出等)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、期日を指定して各号に定める書類の提出等を求める。

- (1) 入会金または月会費が1人当たり3,000円を超える場合や広報室が必要と判断した場合は、決算書など収支の内訳が分かる資料などの提出。
- (2) 活動場所が、インターネット上であるなど、広報室が会員実態の確認が必要と判断した場合は、会員名簿の提示。
- (3) 申込団体の構成員が暴力団関係者である旨の情報を得たとき、その他必要な場合においては、当該団体に対し役員名簿の提出を求める。

(掲載件数)

第8条 掲載件数は12件までとする。なお、12件を超えた場合、締切日の翌日午前10時に公開抽選を行い、当選結果の発表は広報たかつきへの掲載をもって代えるものとする。ただし掲載の場合は掲載希望月の前月10日前後に広報室から内容確認の電話を行い、確認の連絡がとれない場合は掲載しない。

(掲載内容)

第9条 掲載内容は、事業・団体名、日時、会場、費用、対象、問合先とする。

(掲載申込)

第10条 伝言板の掲載を希望する者は、広報たかつき「伝言板」掲載申込書(様式1)を広報室に提出するものとする。

(その他)

第11条 申込書の取り扱いについては、すべて広報室に委任する。

2 この要領に定めるもののほか、伝言板の掲載に関し必要な事項は広報室長が定める。

附 則

この要領は、平成24年8月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月27日から施行する。